

令和4年度食育白書



農林水産省消費・安全局消費者行政・食育課

- この報告書は、食育基本法（平成17年法律第63号）第15条に規定する「食育の推進に関して講じた施策に関する報告書」であり、政府が毎年国会に提出しなければならないとされているものである。
- 食品安全委員会、消費者庁、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、環境省等の関係府省庁等が講じた食育推進施策について整理し、説明している。

目次

はじめに 食育推進施策の基本的枠組み	・・・ 2
第1部 食育推進施策をめぐる状況	
我が国の食料安全保障と食育の推進	・・・ 5
1. 我が国の食料安全保障と食育の推進	・・・ 5
2. 我が国の食料安全保障をめぐる状況／国民理解の醸成と国産農林水産物の積極的な選択等	・・・ 5
特集 「新たな日常」やデジタル化に対応した食育の推進	・・・ 7
1. 第4次食育推進基本計画における位置付け	・・・ 7
2. 新型コロナウイルス感染症の影響下における食生活等の変化	・・・ 7
3. デジタル技術を活用した食育に関する国民の実践の状況	・・・ 9
4. ポストコロナ、ウィズコロナ時代における食育の推進	・・・ 11
第2部 食育推進施策の具体的取組	
第1章 家庭における食育の推進	・・・ 13
第2章 学校、保育所等における食育の推進	・・・ 15
第3章 地域における食育の推進	・・・ 18
第4章 食育推進運動の展開	・・・ 24
第5章 生産者と消費者との交流の促進、環境と調和のとれた農林漁業の活性化等	・・・ 25
第6章 食文化の継承のための活動の支援等	・・・ 28
第7章 食品の安全性・栄養等に関する調査、研究、情報提供及び国際交流の推進	・・・ 29
第3部 食育推進施策の目標と現状に関する評価	
食育推進施策の目標と現状に関する評価	・・・ 31

1 食育推進施策の基本的枠組み

○食育基本法

- 食育に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、現在及び将来にわたる健康で文化的な国民の生活と豊かで活力のある社会の実現に寄与することを目的として、2005年6月に公布、同年7月に施行。
- 食育は、生きる上での基本であって、知育、徳育及び体育の基礎となるべきものと位置付けられるとともに、様々な経験を通じて「食」に関する知識と「食」を選択する力を習得し、健全な食生活を実践することができる人間を育てるもの。
- 食育の推進に当たっては、国民一人一人が「食」について改めて意識を高め、「食」に関して信頼できる情報に基づく適切な判断を行う能力を身に付けることによって、心身の健康を増進する健全な食生活を実践することが重要。また、国民の食生活が、自然の恩恵の上に成り立っていること、「食」に関わる人々の様々な活動に支えられていることについて、感謝の念や理解が深まるよう配慮されなければならない。

○食育推進基本計画

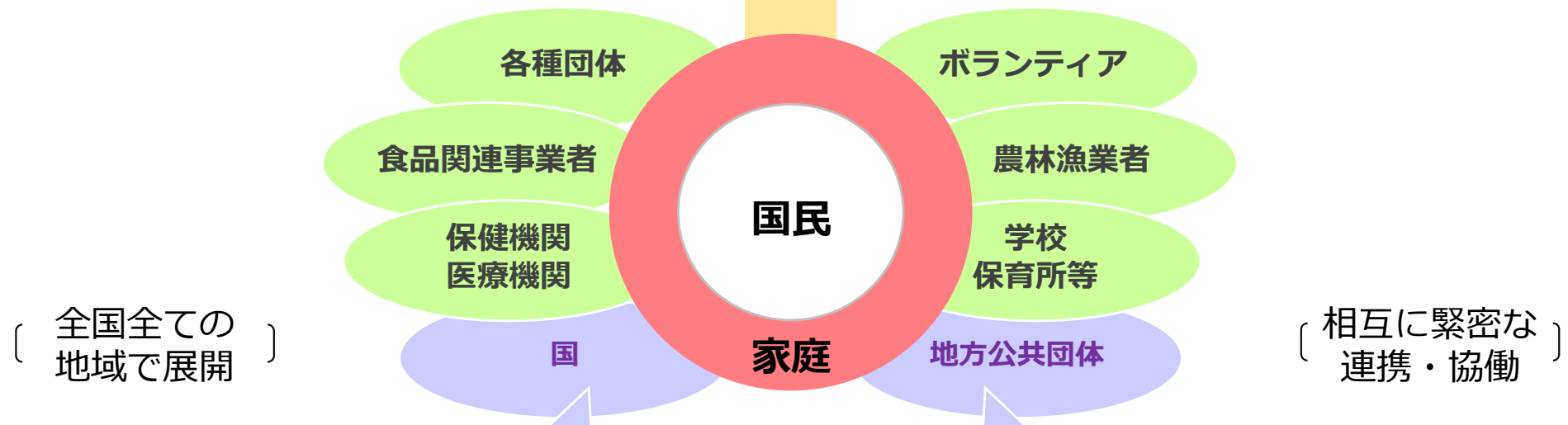
- 2021年3月には、食育推進会議において「第4次食育推進基本計画」が決定された。2021年度から2025年度までのおおむね5年間を対象とし、食育の推進に当たって取り組むべき新たな重点事項等を規定。
- 第4次食育推進基本計画では、国民の健康や食を取り巻く環境の変化、社会のデジタル化など、食育をめぐる状況を踏まえ、以下の3つの重点事項を規定。
 - (1) 生涯を通じた心身の健康を支える食育の推進
 - (2) 持続可能な食を支える食育の推進
 - (3) 「新たな日常」やデジタル化に対応した食育の推進

2 食育の推進体制 (1) 全体像

- 食育を国民運動として推進していくため、国、地方公共団体による取組とともに、地域においては、学校、保育所等、農林漁業者、食品関連事業者、ボランティア等の様々な立場の関係者の緊密な連携・協働の下、食育を推進。

国民の心身の健康の増進と豊かな人間形成

国民運動として食育を推進



食育推進会議（食育推進基本計画の作成）

農林水産省、食品安全委員会、消費者庁、
文部科学省、厚生労働省等の関係府省庁等
による施策の実施

地方
農政局等

< 食育に関する施策の総合的・計画的立案、実施 >

都道府県

都道府県食育推進会議
|
都道府県
食育推進計画の作成

市町村

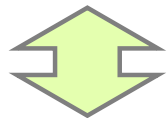
市町村食育推進会議
|
市町村
食育推進計画の作成

< 地域の特性を生かした施策の立案、実施 >

2 食育の推進体制 (2) 政府の食育推進体制

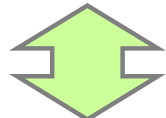
農林水産省

- 食育推進会議等の運営及び食育関係府省庁の調整
 - ・食育基本法に基づく食育推進基本計画の作成及び実施の推進
 - ・食育の推進に関する重要事項についての審議及び食育の推進に関する施策の実施の推進
- 食育白書の作成
- 関係者の連携・協働体制の確立
 - ・全国食育推進ネットワークの運営
- 食育推進全国大会の実施
 - ・食育活動表彰の実施
 - ・パンフレットや啓発資料の作成・広報



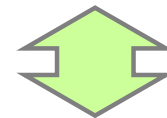
農林水産省

食料自給率の向上や国産農産物の消費拡大など



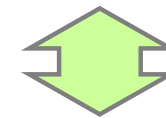
文部科学省

学校教育活動を通じた望ましい食習慣の形成など



厚生労働省

地域保健活動等を通じた生活習慣病の予防など



食品安全委員会

食品の安全性など

消費者庁

食品ロスなど

等関係府省庁

政府全体の食育推進業務

個別の食育推進業務

第1部 食育推進施策をめぐる状況

我が国の食料安全保障と食育の推進

1. 我が国の食料安全保障と食育の推進

- 食育の推進は、国民の食生活が自然の恩恵の上に成り立ち、食に関する人々の様々な行動に支えられていることへの感謝の念や理解を深めることにつながる。
- 食料安全保障上のリスクが高まっている中、できるだけ多くの国民が、我が国の食料・農林水産業・農山漁村の持つ役割や食料自給率向上の意義を理解する機会を持ち、自らの課題として将来を考え、それぞれが主体的に支え合う行動を引き出していくことが重要。
- 政府は、第4次食育推進基本計画に基づき、「食に関する感謝の念と理解」や「食料自給率の向上への貢献」を促すため、様々な体験活動や適切な情報発信を通じて、自然に生産者等に対する感謝の念や理解が深まっていくよう配慮した施策等を推進。



2. 我が国の食料安全保障をめぐる状況／国民理解の醸成と国産農林水産物の積極的な選択等

- 気候変動等による世界的な食料生産の不安定化や、世界的な食料需要の拡大に伴う調達競争の激化等に、ウクライナ情勢の緊迫化等により、供給が不安定化し、食料安全保障の強化が国家の喫緊かつ最重要課題。
- 2022年12月に「食料安定供給・農林水産業基盤強化本部」（本部長・内閣総理大臣）において、「食料安全保障強化政策大綱」を決定し、継続的に講ずべき食料安全保障の強化のために必要な対策とその目標を明らかに。
- 食料安全保障は国民一人一人に関わる問題であり、その強化には、食料・農林水産業・農山漁村への国民の理解や、国産農林水産物の積極的な選択を促す消費面の取組が重要。
- 「ニッポンフードシフト」等を通じて行動変容を促すとともに、「^ば^ず^ま^ふBUZZMAFF」等によりSNSを通じて情報発信。
- 我が国の未来を担う子供への食育の推進も重要。学校給食では、地場産物を使用し、生産者の努力や食に関する感謝の念を育む。第4次食育推進基本計画において、「学校給食における地場産物・国産食材を使用する割合」を維持・向上させることを目標として定め、学校や地域において取組を積極的に推進。



食料安定供給・農林水産業基盤強化本部
第1回会合のまとめを行う内閣総理大臣
資料：首相官邸ホームページ

事例 JAグループによる「国消国産」の推進

全国農業協同組合中央会（JA全中）（東京都）

- JAグループでは、国民が必要とし消費する食料は、できるだけその国で生産する「国消（こくしょう）国産（こくさん）」を独自のメッセージとして位置付け。
- 「国消国産」の実践を通じた、消費者の行動変容を目指し、様々な取組を行っている。今後の消費を担うZ世代等を対象に、食と日本の農業の大切さ等を身近に感じてもらうイベントを開催。



JA全中で実施した「国消国産」に関するシンポジウム

事例 JAバンクによる小学生向けの食農教育教材の寄贈

JAバンク（東京都）

- JAバンクでは、食農教育応援事業の一環として、小学校高学年を対象とした補助教材を作成し、小学校に寄贈する活動を実施。
- 私たちの生活を維持するために必要な「食」とこれを生み出す農業、環境と農業の関わり、安定した食の供給のための流通や農産物価格の決め方等について総合的に学習することで、児童・生徒は農業に対する理解を多面的に広げていくことを目指す。



冊子「農業とわたしたちの暮らし」

事例 小学校における食農教育の取組きたかた
福島県喜多方市

- 福島県喜多方市では、全国で初めて、教科として農業科の授業を開始し、現在では市内全ての小学校で「総合的な学習の時間」の授業の中で実施。児童は自らの手で苗の植付けから除草、収穫、販売までの一連の過程を経験することで、栽培することの難しさや楽しさを学ぶとともに、食の大切さを実感。



稲刈り体験

コラム 牛乳乳製品・酪農に関する国内の生産基盤を支える取組

- 消費者一人一人が牛乳乳製品を食事に取り入れることが国内の生産基盤を支えることにもつながる。
- 農林水産省では一般社団法人Jミルクとともに、2022年6月に「牛乳でスマイルプロジェクト」を立ち上げ、情報発信を行う。土曜日や日曜日も給食がある日と同じように牛乳を飲むよう「土日ミルク」の取組等を実施。

「牛乳でスマイルプロジェクト」
ロゴマーク